

港区立芝浦アイランドこども園管理運営に関する
基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と公益財団法人東京YMCA（以下「乙」という。）は、平成29年4月1日付けで締結した「港区立芝浦アイランドこども園管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり、協定を締結する。

原協定書第17条第2項を次のように改める。

（本施設の改修等）

第17条

2 本施設の修繕については、1件につき200万円（消費税を含む。）を超えるものについては、甲が自己の責任及び費用負担において実施するものとし、1件につき200万円（消費税を含む。）以下のものについては、乙の責任及び費用負担において実施するものとする。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区
港区長 清家 愛 印

乙 新宿区西早稲田二丁目3番18号
日本キリスト教会館6階
公益財団法人 東京YMCA
代表理事 星野 太郎 印